

郡山市部局長会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、庁内の情報共有を図り、部局間の連絡調整を円滑に推進するため、郡山市部局長会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、市長、副市長、教育長並びに上下水道事業管理者並びに郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条の表に掲げる部の長、同規則第24条第1項に規定する部の理事、保健所長、会計管理者、議会事務局長、郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条の表に掲げる部の長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び上下水道局長（以下「部局長」という。）をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 全庁的な行政施策の情報共有
- (2) 部及び執行機関等相互の連絡調整
- (3) その他市長が必要と認める事項

(運営)

第4条 会議は、市長が招集し、進行は総務部長が行う。

- 2 市長に事故があるときは副市長が、副市長にも事故があるときはあらかじめ市長の指名する者がその職務を代理する。
- 3 部局長は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を総務部長に連絡しなければならない。
- 4 市長は、必要と認めたときは、関係職員を出席させることができる。

(付議手続)

第5条 部局長は、会議に付議すべき事案があるときは、事前にその要旨について資料を添えて総務部長に通知しなければならない。

- 2 総務部長は提出された事案を整理し、会議に提出しなければならない。

(会議事項の周知)

第6条 部局長は、必要に応じ、職員に対し、会議の内容を周知するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月7日から施行する。